

令和2年度税制改正 のポイント解説

令和2年2月13日版

公認会計士・税理士 林光行事務所



令和2年度税制改正大綱の結果

令和元年12月12日に与党(自由民主党・公明党)から「令和2年度税制改正大綱」が公表された。今回は個人・法人ともに**節税スキームの防止や適用要件の厳格化**が目立つ改正案となった。令和2年1月31日に国会に税制改正法律案が提出され、例年通りなら3月下旬に成立・公布され、4月1日から施行される。

<令和2年度税制改正大綱の主要項目>

所得税	NISA制度の見直し延長
	ひとり親控除の創設と寡婦・寡夫控除の見直し
	国外中古不動産の不動産所得の損益通算の制限
	譲渡特例を利用した場合の住宅ローン控除の制限
法人税	オープンイノベーション促進税制の創設
	5G投資促進税制の創設
	連結納税制度のグループ通算制度への移行
	グループ通算制度移行に伴う単体納税の見直し
	租税特別措置の適用要件の厳格化
	企業版ふるさと納税の拡充
消費税	消費税の申告期限の1月延長特例の創設
	居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限
	消費税が非課税となる住宅の貸付けの見直し

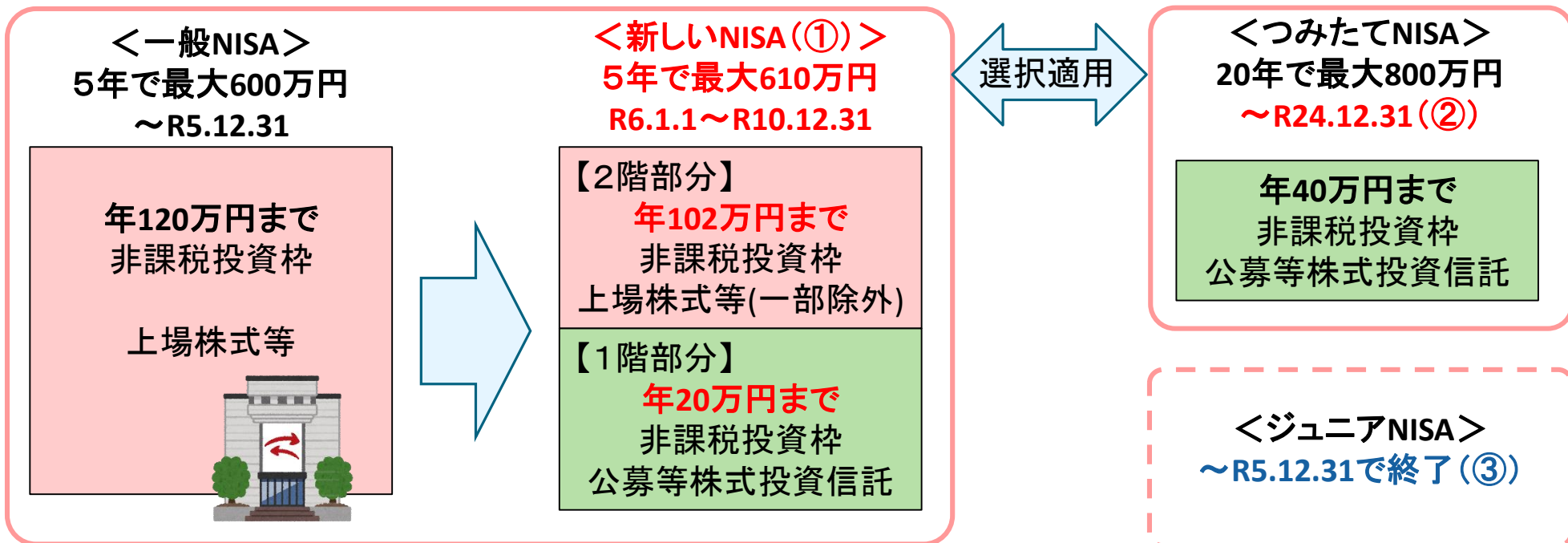
<各省庁の税制改正要望のうち見送られたもの>

所得税	× 生命保険料控除制度の拡充
	× 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等まで拡大)
	× 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設
資産税	× 上場株式等の相続税に係る見直し
	× 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
	× 親族以外の第三者による事業承継の促進税制
	× 医療少数区域等における医療法人承継税制の創設
法人税	× 株式対価による事業再編の円滑化措置の創設

減税 NISA制度の見直し延長

経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度が次のとおり見直される。

- ① 一般NISA(年120万円非課税枠)の投資期間終了(令和5年12月31日)の後に、**2階建ての新しいNISA(年122万円非課税枠)**が創設(投資可能期間は**令和6年1月1日～令和10年12月31日**)
- ② つみたてNISA(年40万円非課税枠)は適用期限が**令和24年12月31日まで5年間延長**
- ③ ジュニアNISAは利用実績が乏しいため、令和5年12月31日の適用期限をもって**終了**



減税 ひとり親控除の創設と寡婦・寡夫控除の見直し

- ① 合計所得金額が500万円を超える場合には、寡婦控除の対象外に
 - ② 未婚のひとり親で生計一の子がいる場合には、「ひとり親控除【新設】」に変更
 - ③ 子ありの寡夫は、子ありの寡婦と同様に控除額を35万円に引上げ(現行27万円)
 - ④ 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には、寡婦・寡夫控除の対象外に
- 【適用時期】令和2年分以後の所得税

本人が「女性」		本人の合計所得金額500万円以下			本人の合計所得金額500万円超			【単位:万円】
		死別	離別	未婚	死別	離別	未婚	
扶養親族	子	35		0⇒35 ②	27⇒0 ①			【新設】 ひとり親控除
	子以外	27		0	0			
	なし	27	0					
		(改正後の)寡婦控除						
本人が「男性」		本人の合計所得金額500万円以下			本人の合計所得金額500万円超			
		死別	離別	未婚	死別	離別	未婚	
扶養親族	子	27⇒35 ③		0⇒35 ②	0			
	子以外	0		0	0			
	なし	0	0					

増税 国外居住親族の扶養控除の制限

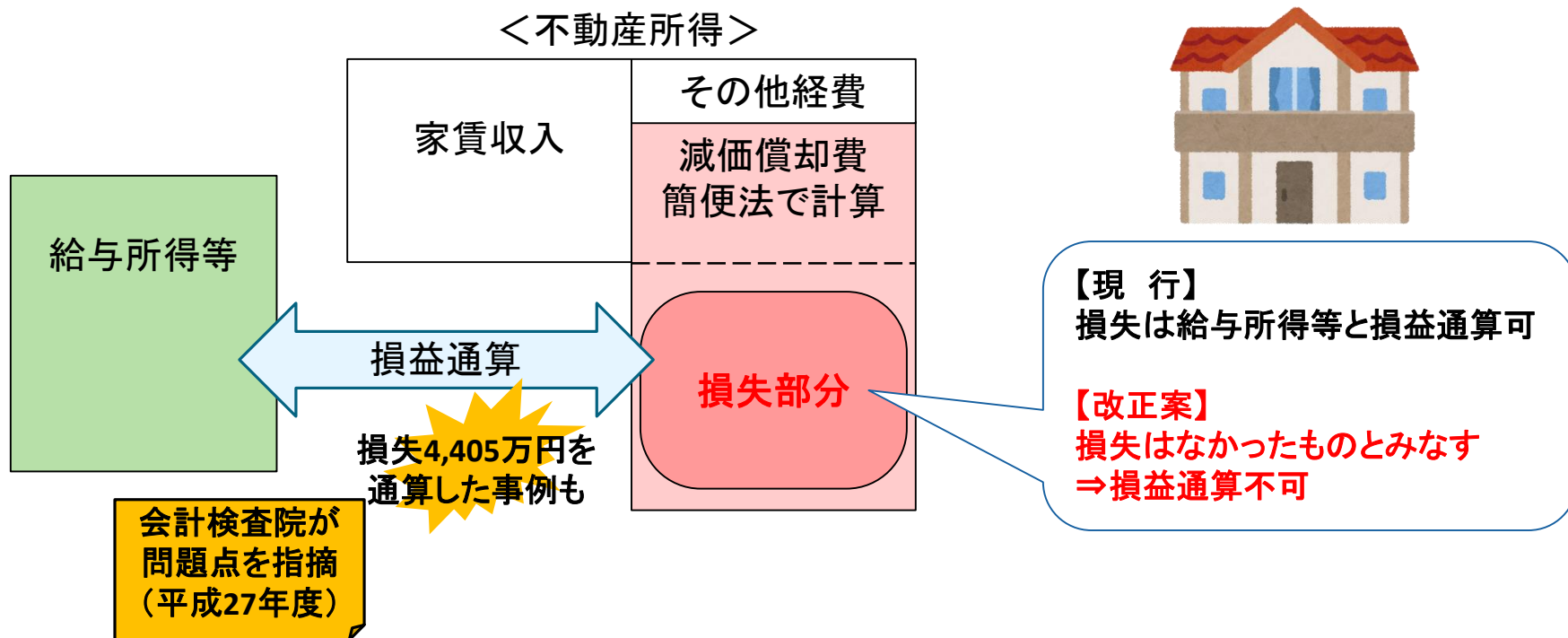
非居住者である扶養親族の範囲から、**30歳以上70歳未満の者が対象外**になる。
 ただし、留学生、障害者、年38万円以上の生活費または教育費の受給者は引き続き対象となる。
【適用時期】令和5年1月1日以後に支払われる給与・公的年金、令和5年分以後の所得税

国外居住親族の年齢	状況	適用	提出・提示が必要な書類
16歳以上30歳未満 または 70歳以上	(状況を問わない)	○	・親族関係書類 ・送金関係書類
30歳以上70歳未満	①留学により非居住となった者	○	・親族関係書類 ・送金関係書類 ・【書類追加】外国政府または外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留する者であることを証する書面(留学ビザ)
	②障害者	○	・親族関係書類 ・送金関係書類
	③その年に38万円以上仕送りを受けている者	○	・親族関係書類 ・送金関係書類 【条件追加】年38万円以上の送金額等を確認
	上記以外	×	—

増税 国外中古不動産の不動産所得の損益通算の制限

不動産所得の金額の計算上生じた損失のうち、耐用年数を簡便法で計算した国外中古建物の減価償却費に相当する部分の損失については、生じなかったものとみなし、**損益通算ができない**こととされる。

【適用時期】令和3年分以後の各年



- 国外中古不動産譲渡時の譲渡所得の計算上、取得費から「なかったもの」とみなされた減価償却費分は控除しない。
⇒「なかったもの」とみなされた部分だけ、課税対象になる譲渡所得は小さくなる。

増税 譲渡特例を利用した場合の住宅ローン控除の制限

新規住宅の居住年から**3年目**に「従前住宅」を譲渡した場合に、従前住宅について居住用財産の譲渡特例を受けるときは、新規住宅について住宅ローン控除の適用が受けられない。

【適用時期】令和2年4月1日以後に従前住宅の譲渡をする場合に適用



○譲渡特例

- ・居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・居住用財産の譲渡所得の特別控除
- ・特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

減税 オープンイノベーション促進税制の創設

新しい技術・ノウハウ等を持つイノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働し、オープンイノベーションの取組みを重点的に進めていく観点から、事業会社による一定のベンチャー企業への出資に対し、**その出資額の25%相当の損金算入**が認められる。

【適用時期】令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間

【事業会社の要件】

- ・国内の事業会社
- ・青色申告法人
- ・ベンチャー企業に直接または投資事業有限責任組合を通じて出資

事業会社

【出資の要件】

- ・1億円(中小事業者は1,000万円)以上の出資(適用上限あり)
- ・経済産業大臣の証明が必要

出資

出資額×25%
を損金算入

【ベンチャー企業の要件】

- ・設立後10年未満
- ・産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うもの

ベンチャー企業



○ベンチャー企業の株式を取得から5年経過前に譲渡した場合等には益金算入

減税

5G投資促進税制の創設

5G(第5世代移動通信システム)の整備を早期かつ集中的に行うため、5G設備(特定高度情報通信用認定等設備)に係る投資について**30%特別償却**または**15%税額控除**が創設される。

【適用時期】**関連法の施行日から令和4年3月31日までの間**

5Gの特徴

○ 8K動画配信など**従来のスマホ端末の延長**

(**超高速・大容量** (データ量100倍:2時間映画を3秒でダウンロード)で実現)

○ **遠隔医療(手術)、自動運転の実現**

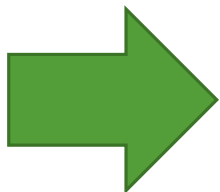
(**超低遅延** (10分の1の遅延:0.001秒でデータを伝達)で実現)

○ **スマート工場・スマート建設の実現**

(**多数同時接続** (100倍の機器に同時接続:一スペースで、100台以上接続)で実現)



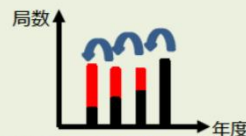
5Gインフラの整備が急務



【対象設備(イメージ)】

・全国5G事業者が整備する基地局の前倒し整備分

- 送受信設備
- 空中線(アンテナ)



・ローカル5G事業者が整備する5G設備

- 送受信設備
- 通信モジュール
- コア設備
- 光ファイバ



(※) ローカル5Gの活用事例(イメージ)

<対象法人の要件>

- ① 青色申告書を提出する法人であること
- ② 一定のシステム導入を行う「特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称)」の「**認定特定高度情報通信等システム導入事業者(仮称)**」に該当する法人であること

<税制上の優遇措置(選択適用)>

特別償却	税額控除
取得価額 × 30%	取得価額 × 15% ※法人税額 × 20%を上限

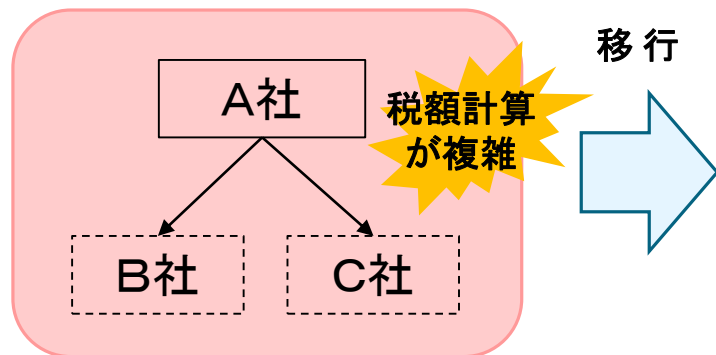
【出典】経済産業省「令和2年度(2020年度)経済産業関係 税制改正について」

整備 連結納税制度のグループ通算制度への移行①

企業の事務負担の軽減等の観点から、連結納税制度に代えて、企業グループ内の**各法人**を納税単位とし、**各法人**が個別に法人税額の計算・申告を行い、損益通算等の調整を行う**グループ通算制度**に移行する。

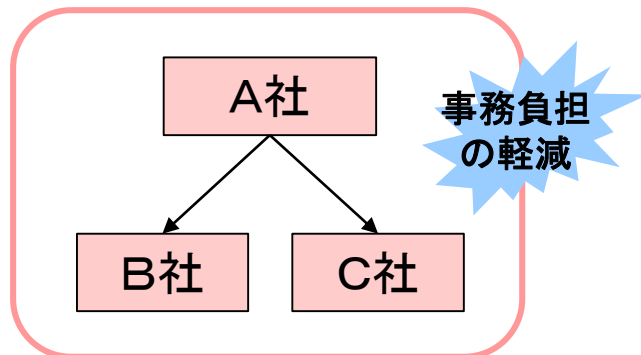
【適用時期】令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

<連結納税制度>



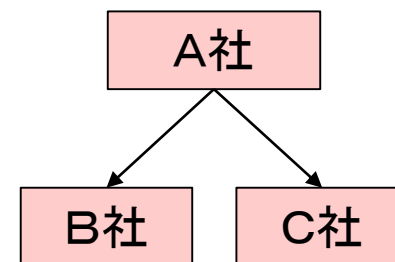
納税単位：企業グループ全体
損益通算：グループ内で可能

<グループ通算制度>



納税単位：グループ内の各法人
損益通算：グループ内で可能

(参考)単体納税制度



納税単位：各法人
損益通算：不可

<グループ通算制度の留意点>

- 親法人の適用開始前の欠損金は**自己の所得の範囲内**で控除可能に
- 開始・加入時の時価評価課税、繰越欠損金の切捨ての対象を**縮小**
- グループ内に1つでも**大法人**がある場合は、全法人について中小法人特例の適用不可

整備 連結納税制度のグループ通算制度への移行②

<実務上のポイント>

グループ通算制度は、**令和4年4月1日以後に開始する事業年度**から適用されるが、現在「連結納税制度を適用している企業グループ」について次の経過措置が講じられる。

- ① **令和4年4月1日以後に開始する事業年度から**自動的にグループ通算制度に移行する。
- ② 連結親法人が**令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに**税務署長に**届出書**を提出することにより、**グループ通算制度を適用しない単体納税法人**になることができる。



連結納税制度	検討すべき選択肢
適用している	<p>(1) グループ通算制度に自動的に移行するか？【経過措置①】</p> <p>(2) グループ通算制度の施行前に税務署長に届出書を提出し、グループ通算制度を適用しない単体納税法人に戻るか？【経過措置②】</p>
適用していない	<p>(1) グループ通算制度の施行前に一度連結納税制度を選択・適用するか？</p> <p>(2) グループ通算制度の施行後にグループ通算制度を選択・適用するか？</p> <p>(3) 現状の単体納税制度を維持するか？</p>

連結納税制度から
単体納税制度に
戻るチャンス？！

整備 グループ通算制度移行に伴う単体納税の見直し

グループ通算制度への移行にあわせて、単体納税制度で次の見直しが行われる。

【適用時期】令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

制度	内容	現 行	改正案
受取配当等の 益金不算入	関連法人株式等の 控除負債利子の計算	原則法または簡便法	関連法人株式等の配当×4% (その事業年度に支払う 負債利子×10%を上限)
	関連法人株式等と 非支配目的株式等の判定	各法人の保有割合 で判定	100%グループ内の 法人全体の保有割合 で判定
寄附金の 損金不算入	損金算入限度額の計算に おける資本基準額	税務上の資本金等の額	会計上の資本金の額と 資本準備金の額の合計額
貸倒引当金	一括評価金銭債権の 設定対象になる金銭債権	100%グループ内の 法人間の金銭債権を含む	100%グループ内の 法人間の金銭債権を 除外
資産の譲渡に 係る特別控除	収用換地等があった場合の 定額控除限度額(年5,000万円)	各法人ごとに 限度額まで利用可能	100%グループ内の 法人全体 で限度額まで利用可能

増税 租税特別措置の適用要件の厳格化

租税特別措置の適用要件について、**厳格化(設備投資要件の強化、一部の大企業が除外)**される。
【適用時期】大綱では明記なし

①大企業向け租税特別措置の制限(研究開発税制、地域未来投資促進税制、情報連携投資促進税制)

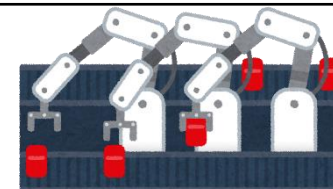
要件	現行	改正案
所得要件	当期の所得金額 ≤ 前期の所得金額	
賃上げ要件	継続雇用者給与等支給額 > 前期の継続雇用者給与等支給額	
設備投資要件	国内設備投資 > 減価償却費総額 × 10%	国内設備投資 > 減価償却費総額 × 30%

②大企業向け賃上げ・投資促進税制

要件	現行	改正案
賃上げ要件	(1) 雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額 (2) 継続雇用者給与等支給額 ≥ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 103%	
設備投資要件	国内設備投資 ≥ 減価償却費総額 × 90%	国内設備投資 ≥ 減価償却費総額 × 95%

③交際費等の損金不算入制度、中小法人に係る損金算入の特例 ⇒ 適用期限2年延長

・**資本金の額等が100億円超の法人**は接待飲食費に係る50%損金算入特例の対象外に



④中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例 ⇒ 適用期限2年延長

・対象法人から連結法人を除外
・常時使用する従業員数の要件を**500人**(現行1,000人)**以下**に引下げ

減税 企業版ふるさと納税の拡充

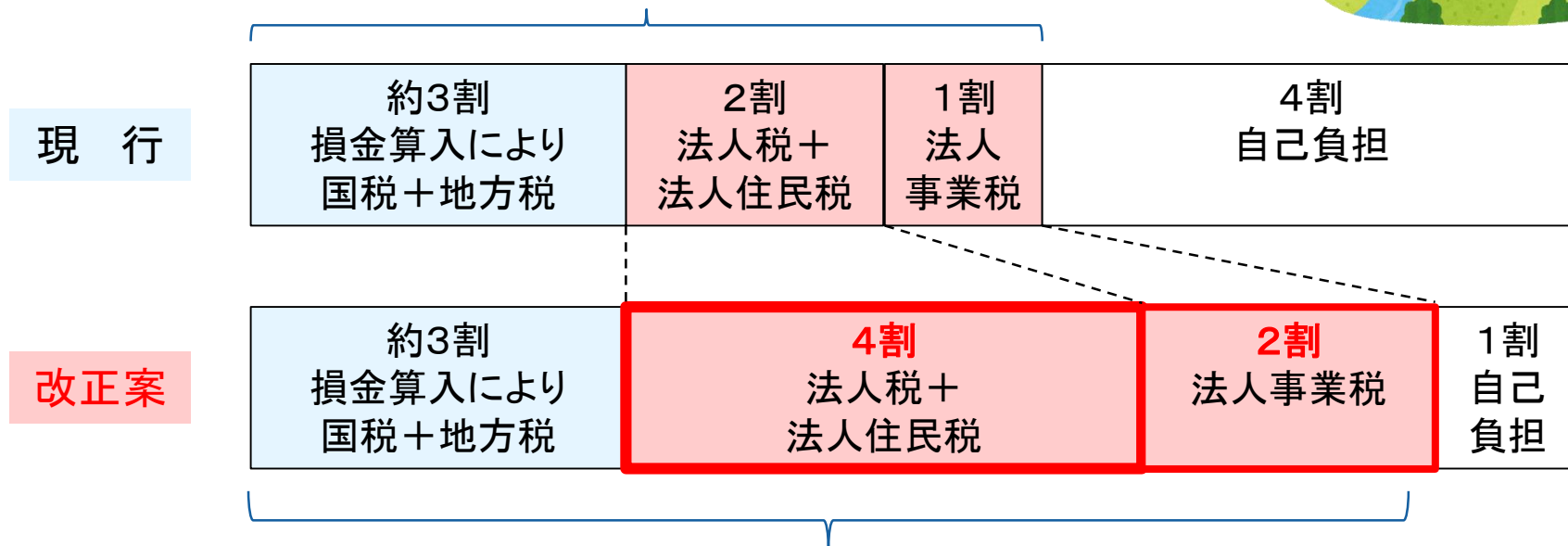
志ある企業の地方への寄附による地方創生の取組みへの積極的な関与を促し、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)の手続が簡素化・迅速化され、税額控除割合が下記のとおり引き上げられた上で、**5年間延長**される。

【適用時期】**令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間**



<寄附に対する税軽減効果のイメージ>

最大で寄附金額の約6割の負担軽減



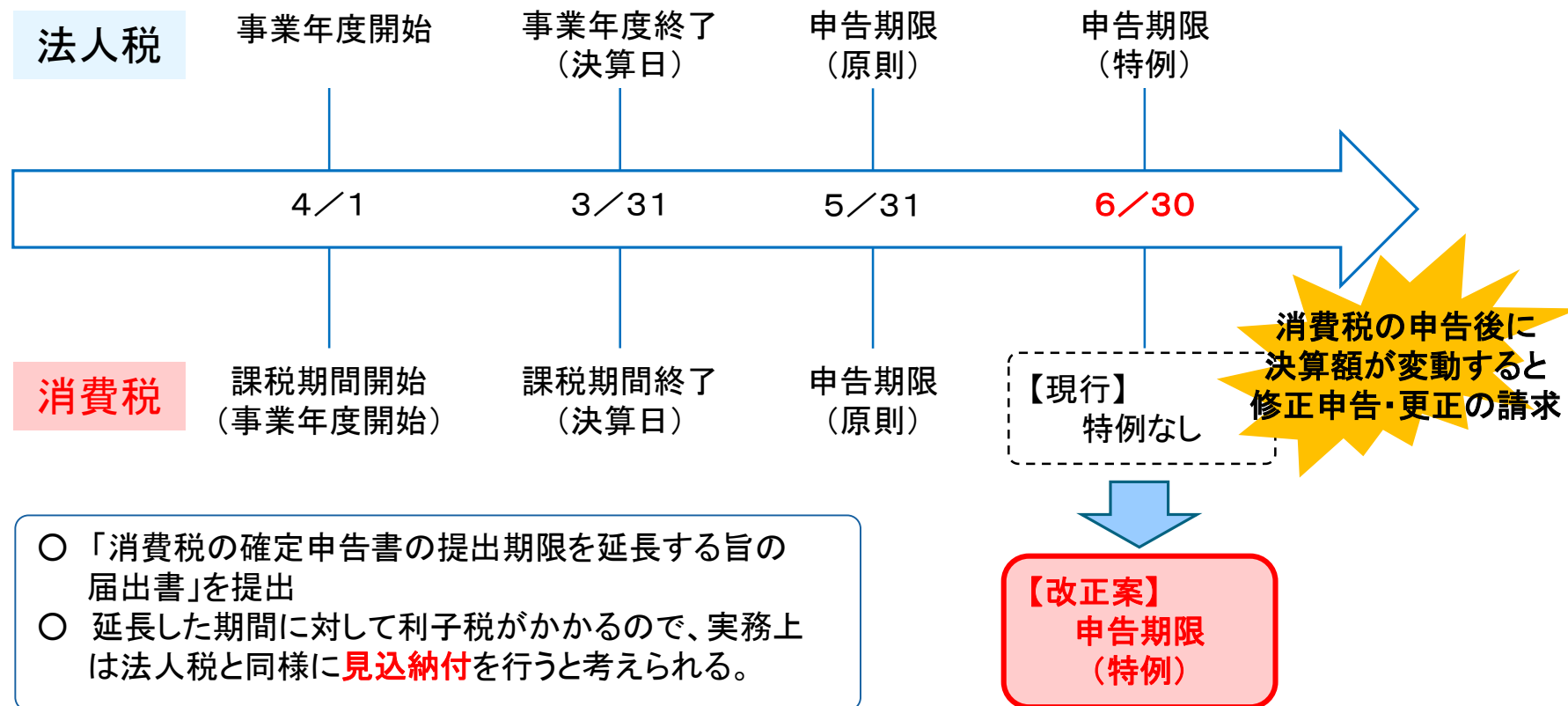
最大で寄附金額の約9割の負担軽減

整備

消費税の申告期限の1月延長特例の創設①

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、「法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、**届出書**を提出した場合には、消費税の申告期限を**1か月**に限り延長できる。

【適用時期】令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から



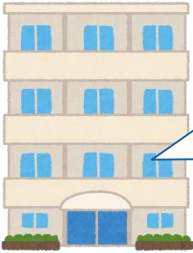
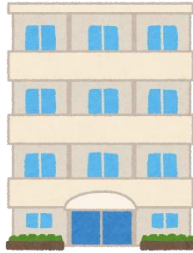
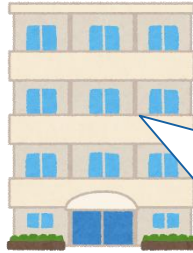
増税 居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限①

居住用賃貸建物(※)の課税仕入れは、**仕入税額控除が認められない**。

※住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物**以外の建物で高額特定資産**(税抜き1,000万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産)に該当するもの

【適用時期】**令和2年10月1日以後**の居住用賃貸建物の仕入れ

【経過措置】**令和2年3月31日までに締結した契約**で令和2年10月1日以後に仕入れを行った場合を除く

	1年目	2年目	3年目
<p>賃貸マンションの課税仕入れ</p>  <p>金売買還付スキームに対処</p>	<p>家賃収入0円 (非課税売上)</p> <p>【現行】 金売買を繰り返すことで課税売上割合をかさ上げし、建物の消費税相当を還付</p> <p>【改正案】 居住用賃貸建物の課税仕入れは、仕入税額控除が不可 ※住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分は対象</p>	<p>家賃収入300万円 (非課税売上)</p> 	<p>家賃収入300万円 (非課税売上)</p>  <p>【改正案】 住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合または譲渡した場合は、調整により仕入税額控除が一部可能に</p>

増税 居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限②

<実務上のポイント>

- ① 本改正は金地金スキームを利用する場合に限らず、「課税売上げを作り出す他の方法」や「本業で課税売上げがあるケース」も封じる大胆な改正内容となっている。

(例)

- ・店舗や事務所の賃貸収入で課税売上げがある不動産投資家が居住賃貸用建物を取得する場合
- ・不動産投資家が個人保有の居住賃貸用建物を会社に移す場合
- ・通常の事業をしている会社や個人事業主が副業として居住賃貸用建物を取得する場合
- ・会社が従業員社宅を取得する場合
- ・社長個人の自宅を会社が取得して役員社宅にする場合

- ② 1階がテナント(店舗・事務所など)への賃貸用、2階以上が居住賃貸用となっている併用賃貸マンションの場合、**居住賃貸用ではないテナント部分は引き続き仕入税額控除の対象**となる。面積按分など合理的な計算方法が通達で公表されることが予想される。

- ③ 居住賃貸用建物を仕入れ・売却する不動産事業者は、仕入税額控除のタイミングが「仕入れ時点」から**「売却時点」**に先送りされ、資金繰りに影響が出ると考えられる。取得した課税期間の初日から3年を超えると仕入税額控除の機会がなくなる点に注意。

整備

消費税が非課税となる住宅の貸付けの見直し

現行では、非課税となる住宅の貸付けは、契約において人の居住の用に供することが明らかな場合とされているが、改正により契約で貸付けの用途が明らかにされていない場合であっても、**その貸付けの用に供する建物状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けは、非課税とされる。**

【適用時期】令和2年4月1日以後に行われる貸付け

【判定①】 契約上の貸付けの用途	【判定②】 建物の状況等	現 行	改正案
居住用であることが 明らか	—	(実態にかかわらず) 非課税	
居住用であることが 明らかでない	居住用であることが 明らか	(実態にかかわらず) 課 税	非課税
	居住用であることが 明らかでない		課 税

4月以降の貸付けは
実態でも判断が必要に

整備 電子帳簿等保存制度の見直し

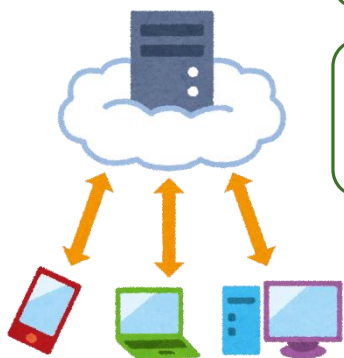
企業の生産性向上やクラウドサービスやキャッシュレス決済の普及などを踏まえ、電子取引を行った場合の電磁的記録の保存要件が見直され、新たに次の2つの方法が認められる。

- 発行者側でタイムスタンプを付与(この場合、受領者側の付与は問わない)
 - 受領者側(ユーザー)が自由にデータを改変できないシステム(サービス)を利用
- 【適用時期】令和2年10月1日以後

<現行>

受領者側で
タイムスタンプを付与
※発行者側で付与して
いる場合も必要

事務処理規定
の作成・運用



<改正案>

① 受領者側で
タイムスタンプを付与
※発行者側で付与なし

② 発行者側で
タイムスタンプを付与

③ 事務処理規定
の作成・運用

④ 受領者側が自由に
データを改変できない
システムの利用



新設

条件緩和

受領者側の付与
が不要で簡便に

クラウド会計・
経費精算サービス等
の利用で簡便に

所得税

エンジェル税制(大綱P22-24)	クラウドファンディングを通じたエンジェル投資の利便性向上のため要件緩和や手続を簡略化
低未利用土地等を譲渡時の長期譲渡所得の特別控除の特例(大綱P27)	都市計画区域内にある低未利用土地等について市区町村長の確認がされたもので、その年1月1日において所有期間が5年超のものを譲渡した場合には、長期譲渡所得から 100万円 が控除可能に

資産税

特定資産の買換え特例(大綱P76,77)	一部見直しの上、 3年延長
所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応する措置(大綱P49,50)	<p>①現に所有している者(相続人等)の申告の制度化(令和2年4月1日以後の条例施行日以後) 相続登記がなされない場合、「現に所有している者」として氏名・住所等の申告を制度化</p> <p>②使用者を所有者とみなす制度の拡大(令和3年度以後の年度分) 調査を尽くしても所有者が1人も明らかとならない資産は使用者を所有者とみなして課税</p>
医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(大綱P50)	医療法等の改正を前提に適用期限を3年延長
住宅・土地税制(大綱P29,50-52,54-56)	<p>特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の2年延長</p> <p>居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の2年延長</p> <p>特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の2年延長</p> <p>工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の2年延長</p> <p>住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置の2年延長</p> <p>認定長期優良住宅に係る登録免許税・不動産取得税・固定資産税の特例措置の2年延長</p> <p>新築住宅に係る固定資産税の減額措置の2年延長 など</p>

法人税

中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻し還付不適用措置(大綱P77)	設備廃棄等欠損金額の特例を廃止した上で、不適用措置の適用期限を2年延長
子会社を利用した租税回避行為への対応(大綱P88,89)	法人が、特定関係子法人から受ける「配当」が「株式の簿価×10%」を超える場合には、その配当のうち益金不算入相当額を、その株式の簿価から引下げ(意図的な譲渡損失の創出を防止)
課税の停止措置(大綱P74)	短期の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用停止措置、退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長
地方拠点強化税制(大綱P69,70)	一部の見直しの上、適用期限を2年延長

その他

	資本金	現行	改正案(令和2年4月1日以後開始事業年度)
電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し(大綱P80,81)	1億円超の法人	収入割	収入割+付加価値割+資本割
	1億円以下の法人等	収入割	収入割+所得割
納税環境整備(大綱P92-100)	振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化 準確定申告の電子的手続の簡素化 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化 地方税共通納税システムの対象税目(個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の拡大 国外財産調書制度及び更正・決定の除斥期間の見直し 利子税・還付加算金等の割合の引下げ など		